

計測を受ける際の注意点

2023.7.ver2

①セールナンバーの確認

受付とヤード(計測場)でそれぞれ必要項目を確認します。

①受付時の確認

エントリーシートに書いたセールナンバーと実際にレースで使用するセールナンバーが同じであることを確認します。

②ヤードでの確認

レースで使用するセールのセールナンバーが出艇リスト上のセールナンバーと同じであるかどうかを確認します。

- ・セールを実際に展開させてセールナンバーを目視して確認します。
- ・艇体番号とそのセールナンバーが同じであるかどうかを確認します。異なる場合はセールナンバー変更届を提出します。(クラス規則第2章4(e) ii)

※チャーター艇を使用する選手で艇体番号とセールナンバーが異なる場合はセールナンバー変更届を提出して下さい。

※別々のクラスにおいて、同じセールナンバーを使用する事は可能です。

③セール番号位置の確認をする場合 (クラス規則第2章4(c) 第4章29.30)

まず、スターボードサイドを表にして、ラフスリーブを右側にして置き、

①セール番号の端はリーチから100mm±12mmを確認します。



②ILCA7(スタンダード)はミドルバテンポケットのところにあるパネルのシームの下端から400mm±12mmを確認、ポート側はスターボードの下端から400mm±12mmを確認します。

ILCA6(ラジアル)はミドルバテンポケットの下端から400mm±12mmを確認します。

ILCA4(4.7)はミドルバテンポケットの下端から270mm±12mmを確認します。

☆ILCA7(スタンダード)とILCA6(ラジアル)、ILCA4(4.7)は基準線が異なります！



③番号の間50mm以上(ILCA4(4.7)では30mm以上)を確認します。



艇体番号の識別(主に4種類あります。艇体番号148200以降は③か④です。)

①



②



③



④



①はスターンにPSN1115110682とありますが艇体番号111511です。

②はスターンにPSN136117とありますが艇体番号136117です。

③、④は6桁の数字で記載されています。



計測項目がすべてOKになったら、セールにスタンプが押されます。

押す場所はポート側のセールボタン付近です。

(赤色円形(ILCA7MK II セールはオレンジ色)のものがセールボタンです。)

※スタンプの印影のそばに計測員が年月と計測員のイニシャルを付記します。

②バテンの確認

ILCA(レーザー)のバテンにはILCA4(4.7)、ILCA6(ラジアル)、ILCA7(スタンダード)用の従来からのバテンとILCA7(スタンダード)MK II セール用の2種類のタイプがあります。

従来型では、バテンの両端のキャップに付されたレーザーの刻印(①)を

ILCA7(スタンダード)MK IIのタイプのセールバテンは表面に記載のLaser印字を

確認し、正規品の判別の一つとしておりましたが現在流通している正規品の中に刻印・印字

のないものがあることから、正規品であるかどうかわからない場合は計測員にご相談ください。

※壊れたキャップは使用できません。

※バテンキャップの周囲にテープを巻いている場合(③)があります。バテンをバテンポケットから抜く時に引っかからないようにしているものならOKです。

①



②



③



③マスト抜け止めの確認 (クラス規則第2章3(b) xi)



・抜け止めをつける目的は完沈してもマストが抜けないようにすることです。
※完沈してマストが抜けかかっている艇を起こすときにマスト底部がマストホールの内壁を壊す恐れがありますので、艇が完沈してもマストが最大でも5cm程度で抜けかかったところでとまるよう調整して下さい。

※短すぎるのは違反ではありませんが180°以上回転できるほどの緩さがないとブロックブレードに大きな負担がかかります。

④センターケーステープの確認 (クラス規則第3章14(d))



・大きさ(一辺が3cm以下の四辺形)厚さ(2mm以下)の一層シールであるかを確認します。

※センターボードの曲面に合わせるための切り込みはOK。

※貼り付け箇所は、写真のような一か所だけになります。

また実際には接着層があるので2層になりますがこれはOKです。

※このテープはセンターケースの前面内側上端がこすれて、穴が開くのを防ぐための部材です。

※センターボードがひとりでに上下する物を抑えるものではありません。この点を誤解している選手が多いので注意してください。

※センターボードケース内への貼り付けは一切認められておりません！(例:敷居すべり)

⑤ラダー・センターボードの確認 (クラス規則第2章3(a)iv)

浮彫(レリーフ)が入ってる場合がありますが、これだけでは違反です。

純正シールは年代によって色が違う場合がありますが、これは問題ありません。

ラダーはラダーヘッド(①)とブレード(②)は別部品なのでそれぞれにシールまたは刻印がなければなりません。ラダー、センター(③)とも先端がとがっていてかけやすいので

選手は自分でラダーやセンターを持ち上げ計測員に向かってシールを見せるようにします。

※シール、刻印とも無い場合は、パフォーマンス社に確認を依頼し、適合した場合にはシールを貼ってもらってから再度計測に持ってくるようにしてください。

①



②



③



④



①②③は旧式のシール
④はさらに旧式のシール
⑤は現行のシール
現在は⑤のQRコード入りに
変わりつつあります。

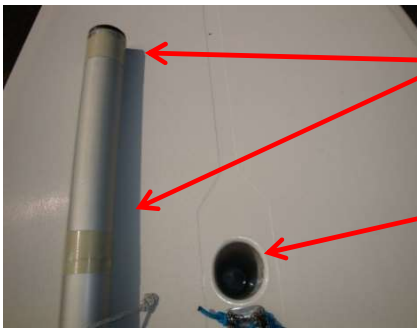
⑤



⑥マストホールの確認

マストホール内部とデッキ周辺を確認します。

マストステップの磨耗を防ぐため貼り付けられたチューブ、カラーも同時に確認します。



マストステップの磨耗を防ぐため、1mm未満の均一な厚さのチューブやカラーを1個、ボトムマストまたはマストホール全周にわたってとりつけてよい。このチューブまたはデッキレベルから10mmよりも上に出てはならない。または、1mm未満の均一な厚さの円板を1枚マストホールの底にとりつけてよい。(クラス規則第3章19)
→つまりそれ以外は規則違反です！

⑦バウラインの確認

ロープ直径が6mmで長さ5m以上であることを確認します。
長さ以外にバウアイに一端が結ばれているかも確認します。



※なおこの項は公告か帆走指示書でバウラインの設置を規定している場合のみ適用されます。

⑧純正パーツを証明するステッカーの確認

スパー、フォイル(ラダーヘッド)等には純正パーツを証明するステッカーが必要です。
ステッカーがついていない場合、事前に現物をPSJ(パフォーマンスセイルクラフトジャパン)にて確認され、正規品か否かの判断を受けてください。
→『⑤ラダー・センターボードの確認』の項も参照

⑨アルミマストの曲がり確認

永久的に曲がったマストはどんな場合でも使用してはならない。(クラス規則第2章5)
とありますが永久的に曲がったマストを使用するのはデスマストする危険がありますので安全上も危険です。以下方法でベンド具合がわかりますので各自セルフチェックをしていただき早めに交換することをオススメいたします。



・トップマストはマスト下部をマストホールにあてがいクルクル回すとベンド具合がわかります。



・ボトムマストはコンジットマストや新品のマストなどまっすぐなものに合わせてみるとベンド具合がわかります。

※ILCA6(ラジアル)アルミロアマストはスリーブ側(インナー側)のブームタングのリベット部付近から亀裂が入っている場合があります、外側から目視確認ができず、マストの曲がり具合から判断するのが現状、現実的な方法であると考えております。

⑩その他、艀装確認

以上の他にもルール上チェックすべきポイントが多くあります。以下にそれらのうち若干を記載しますが詳細はルールブック、およびJLCAのホームページを参照ください。

- ・ルール上純正品(ビルダー供給品)が指定されている部品については純正部品が使用されているか。
- ・製造時の基本的な形状、特性、機能に影響を与えるような補修やメンテナンスをしてないか。
- ・シートの取り回し方。
- ・カニンガム、ブームバング、アウトホールのコントロールシステムに「オプションの」ブロックの使用が許可されているが、そのシーブの直径は15mm未満であってはならず、かつ30mmを超えてはならない。(クラス規則第2章3(b) iv)
- ・ハイキングストラップ周辺の構造

ハイキングストラップの後端とコックピット後面のアイストラップとをつなぐ取付ロープはどのような方法でも取り回すことができ、ハイキングストラップを固定長にしてもよいし、可変長にしてもよい、1個のクリートと、1個のリング、シングルまたはシャックルの、いずれかまたは両方を使用してもよい。(クラス規則第3章17(c))



- ・シングルブロックまたはダブルブロックのみを「オプションの」ブロックとして使用できる。(クラス規則第2章3(b) v)
- 従って、シーホッパーのバングに使用されているような3連ブロックは使用できません。



- ・安全装備などの備品を収納・固定するためのクリップやロープ、バックを、デッキ上やコックピット内に取り付けたり、マストやブームに巻いたりしてもよい。(クラス規則第3章21)とあります。マストかブームに巻いてもよいですがこの写真のバッグはマストとブーム両方に巻いてるため違反となります。